

令和7年度クレジットカード決済導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、令和7年度クレジットカード決済導入業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度クレジットカード決済導入業務

(2) 業務の内容

(別紙)「令和7年度クレジットカード決済導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 担当所属

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局会計課 審査会計指導係

T E L : 0742-27-8909

F A X : 0742-24-4660

メールアドレス : G0180006@office.pref.nara.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) これまでに、国または地方公共団体から同種業務の契約実績を有する者であること。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合、事前に参加申込書を提出の上、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、書留郵送またはレターパックによるものとし、提出期限必着とする。

なお、提出された企画提案書の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行う。

参加申込書及び企画提案書の提出については、以下のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和7年3月7日（金）から令和7年3月17日（月）午後4時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。最終日は午後4時まで）

② 提出先

2（4）の担当所属と同じ

③ 提出方法

持参または郵送（書留郵便またはレターパック）に限る。郵送の際は、封筒に「令和7年度クレジットカード決済導入業務 公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

④ 提出書類

以下の書類各1部（A4サイズ）を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】

イ 会社概要【様式2】

ウ 業務実績【様式3】

⑤ その他

参加申込書と企画提案書を同時に提出していただくことも可能。

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに2（4）の担当所属に連絡するとともに、辞退届【様式14】を提出すること。

(2) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和7年3月7日（金）から令和7年3月17日（月）午後4時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。最終日は午後4時まで）

② 提出先

2（4）の担当所属と同じ

③ 提出方法

持参または郵送（書留郵便またはレターパック）に限る。郵送の際は、封筒に「令和7年度クレジットカード決済導入業務 公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

④ 次の各号に掲げる事項を記載した書類を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

※提出用紙のサイズは、A4とする。

※正本には事業者名を記載し、副本には事業者名やロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

ア 企画提案書（表紙）【様式4】

事業者欄及び担当者欄は正本のみに記載すること。

イ 企画提案書（本体）【様式5～12】

⑤ その他

参加事業者1者につき1提案とすること。また、一度提案された企画提案書は、書き換え、差し替え、追加または撤回することはできない。

5 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

令和7年3月7日（金）から令和7年3月12日（水）午後5時まで

② 質問方法

ア 質問票【様式13】により、電子メールまたはFAXで2（4）の担当所属へ送付すること。また、送付後に受信確認の電話をすること。

※口頭または電話での問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールでの送付の場合は、件名に「令和7年度クレジットカード決済導入業務 質問票の送付」と表記すること。

ウ 質問事項は、質問票1枚につき、1問とし、簡潔に記載すること。

(2) 質問への回答

① 回答期日

令和7年3月14日（金）

② 回答方法：奈良県会計局ホームページに随時掲載する。

HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/11816.htm>

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

6 受託者の選定及び結果の発表

(1) 選定委員会の設置

クレジットカード決済導入業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。委員会は、審査に係る進行、企画提案内容の評価及び受託者の選定、その他の事務を所掌する。

(2) 企画提案書の審査

企画提案内容は、委員会において、(別表)「令和7年度クレジットカード決済導入業務に係る事業者選考評価基準」に基づく評価点方式による順位付けを行い最も高い得点を獲得した者を受託者として選定する。また、合計得点の総計が同点の場合は、「手数料軽減策—カードの利便性—手数料率—独自の提案—業務実績—システムの安全性—障害発生時の対応—会員サイトの操作性」の順で点数の高い者を受託者とする。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ、委員会の合議により認められた者を受託者として選定する。

① 開催日：令和7年3月25日(火)午後(予定)

② 審査方法：書面審査

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

7 事業者との契約

(1) 受託者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。

(2) 受託者は通知があり次第、県担当者と打合せを行い、契約を締結後、速やかに業務に着手すること。

(3) 当企画提案書でなされた有効な提案については、県の指示のもと、必ず実施すること。

(4) 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正又は変更を行う場合がある。

(5) 受託者の選定後、契約締結までの間に、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 [上記⑥に該当する場合を除く。] において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 その他

- (1) 企画提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は、本業務の受託者の選定以外に、事業者が無断で使用しないものとする。ただし、受託者として選定された事業者の提出書類については、受託者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。
- (3) 提出書類は、受託者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 本公募型プロポーザルに要した費用については、全て事業者が負担するものとする。
- (6) 本公募型プロポーザルの実施は、受託者の選定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (7) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。
- (8) (別紙)「個人情報取扱特記事項」及び(別紙)「公契約条例に関する遵守事項」に従うこと。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関係法令および奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。